

## 『ドイツ刑法典』改正の解説（４）

（2011年11月1日の法律による改正分まで）

岡上 雅美

本稿は、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑法典』（2006年）を補足する趣旨で、その後の刑法典改正を紹介するものである。前回（筑波法政第49号（2010年）101頁以下。前稿までの題名は『『ドイツ刑法典』翻訳補遺①～③』であったが、今回それを改めた）に続き、2009年10月2日の法律以後の改正を対象として、解説を加える。今回までの訳出分を加えて、2011年11月5日現在の正文となる。

翻訳の方式は、基本的に従来と同一である（なお、従来とは異なり、「項」単位で訳すこととし、「文」については、意味が通じるようにする限りで、改正の対象となっていない文も訳出した）。その他、以下を原則とした。①改正の対象となった部分のみを訳すのを原則とし、例えば、「項」であれば改正された「項」のみを訳したが、「号」については、改正されていない号を基本的には省略しつつ、意味が通じるように、改正されていない本文も訳出することとした。ただし、改正として扱われている以上は、単に項数や号数のような数字の表記が変わったにすぎない場合や、接続詞が変更されまたは除かれた場合など、実質的には（あるいは日本語表記としては）何らの改正とはいえないような場合も訳出する。②法律名の末尾に付した脚注では、重複を恐れずに、関連する刑法典の条文をすべて掲げてあるほか、削除された条文は、訳文に表現できないので、脚注の中にもみ、

その旨を記載した。③各改正法律の末尾に付された「施行日」は、改正法律の施行日ではなく（ただし、多くの場合には一致するが）、刑法典内における改正部分の施行日を指す。

なお、条文表記は、断りのない限りすべてドイツ刑法典のものを指す。

今回の期間内に、刑法典改正を含む法律は、以下の㉓から㉓の5つである。

### ㉓ 2010年12月22日の「保安監置法の新规定と関連規制に関する法律（Gesetz zur Neuordnung des Rechts der Sicherungsverwahrung und zu begleitenden Regelungen, BGBI I 2010, 2300）」2011年1月1日施行

〔解説〕ドイツでは、刑罰と処分の二元主義がとられており、近時、とりわけ後者のうち、重大な犯罪行為の再犯防止のために、改善保安処分としての保安監置および行状監督についての立法的措置およびそれに伴う議論が盛んに行われている。この領域では、1998年以降、いくつかの改正によって、保安監置の要件を緩和し、適用を拡大してきた。そして、連邦憲法裁判所もそれを是認してきたのだが、2009年12月9日、欧州人権裁判所は、(1)保安監置は、その実質に鑑みれば、欧州人権条約第7条第1項にいう「刑罰」であること、(2)10年という上限を廃し、それを遡及適用すること（刑法典第67条d）は、人権を侵害していると

いう判決を下した (Nr. 19359/04)。今回の法律<sup>2</sup>は、この欧州人権裁判所判決を受けたものであり、保安監置 (第66条から第66条 b) に関する規定の全体的な整備が中心であるが、危険な犯罪者が自由刑の刑期満了後に社会の保護のためにどのような要件のもとに拘禁が許されるかが問題となっている。再犯防止および刑期満了後の犯罪者対策という点では、わが国も同様の問題を共有しうるものである。刑罰と処分の二元主義を採るドイツでの対応を示す立法例として参考になろう。

なお、今回の改正については、2011年5月4日に連邦憲法裁判所により一部につき違憲判決が下された<sup>3</sup>。

#### 第66条 (保安監置における収容) ①

1 a) 生命、身体の完全性、人身の自由若しくは性的自己決定に向けられ、

b) 各則第1章、第7章、第20章若しくは第28章、若しくは、国際刑法典若しくは麻薬法に属し、かつ、10年以上の自由刑を上限とする法定刑をもち、又は

c) a) 若しくは b) に掲げる犯罪行為に基づいて、行状監督が開始した限りで、第145条 a) の構成要件を充足し、若しくは、酩酊状態で行われた違法行為が、a) 若し

くは b) に掲げるものである限りで、第323条 a) の構成要件を充足する

故意の犯罪行為を理由として、2年以上の自由刑を言い渡された者がるとき

2 行為者が、新たな行為の前に行った、第1号に掲げる犯罪行為を理由として、すでに2度、それぞれ1年以上の自由刑を言い渡されていたとき

3 行為者が、新たな行為の前に、これらの犯行の一若しくは複数を理由にして、2年以上の間、自由刑に服しており、又は、自由を剥奪する改善及び保安の処分の執行を受けていたとき、かつ

4 行為者とその犯行の全体評価から、重大な犯罪行為すなわち被害者を精神的又は身体的に著しく侵害するような犯罪行為を行う傾向の結果として、有罪判決の時点で、行為者が、社会にとって危険であることが明らかであるとき

には、裁判所は、刑罰に併科して保安監置を命じる。

第1文第1号 b) の意味における犯罪行為であるとのあてはめについては、第12条第3項が準用され、第1文第1号 c) に掲げる行状監督の終了については、第68条 b) 第1項第4文が準用される。

② 第1項第1文第1号に掲げる3つの犯

1 本法による改正の対象は、刑法典では、第66条第1項 (新规定)、第66条第2項 (一部改正)、第66条第3項第1文 (一部改正)、第66条第3項第2文 (一部改正)、第66条第4項第1文 (一部改正)、第66条第4項第2文 (一部改正)、第66条第4項第3文 (一部改正)、第66条第4項第5文 (一部改正)、第66条 a) (新规定)、第66条 b) 第1項および第2項 (削除)、第66条 b) (第項 Bez "③") (削除)、第66条 b) 第1文第2号 (一部改正)、第66条 b) 第2文 (追加)、第67条 d) 第3項第1文 (一部改正)、第68条 b) 第1項第1文第10号 (一部改正)、第68条 b) 第1項第1文第11号 (一部改正)、第68条 b) 第1項第1文第12号 (追加)、第68条 b) 第1項第3文および第4文 (追加)、第68条 c) 第3項第1文第2号 (新规定)、第68条 c) 第3項第2文 (追加)、第68条 d) (Überschr) (一部改正)、第68条 d) は第68条 d) 第1項に表示変更、第68条 d) 第2項 (追加)、第68条 e) 第1項第1文 (一部改正)、第68条 e) 第1項第3文 (追加)、第68条 e) 第1項第3文は第68条 e) 第1項第4文へ表示変更、第68条 e) 第1項第4文 (一部改正) である。

2 本法およびドイツの保安監置をめぐる動向を紹介するものとして、山中友理「ドイツにおける保安監置制度—期待された再犯防止政策の現実」法と精神医療第26号 (2011年) 22頁以下、渡辺富久子「ドイツにおける保安監置をめぐる動向—合憲判決から違憲判決への転換—」外国の立法第249号 (2011年) 51頁以下が、全体像を見渡すのに有益である。

3 第2条第6項、第66条、第66条 a)、第66条 b)、第66条 d) に対するものである。

罪行為を行った者があり、それにより、行為者がそれぞれ1年以上の自由刑を科せられたとき、かつ、行為者がこれらの行為の一又は複数を理由にして3年以上の自由刑を言い渡されたときは、裁判所は、過去の有罪判決又は自由剥奪（第1項第1文第2号及び第3号）がなくとも、第1項第1文第4号に掲げる要件の下で、刑に併科して、保安監置を命じることができる。

③ 第1項第1文第1号a)若しくはb)に定める要件の一を充足する重罪を理由にして、又は、第174条から第174条c、第176条、第179条第1項から第4項、第180条、第182条、第224条、第225条第1項若しくは第2項に定める犯罪行為を理由にして、又は、酩酊状態で行われた違法行為が、上記の違法行為の一である限りで、第323条aに定める故意の犯罪行為を理由として、2年以上の自由刑を言い渡された者があるときであって、行為者が、新たな行為の前に行ったそれらの犯罪行為の一又は複数を理由として、すでに一度、3年以上の自由刑を言い渡されており、第1項第1文第3号及び第4号に掲げる要件を充足していた場合は、裁判所は、刑と併科して、保安監置を命じることができる。第1文に掲げる2つの犯罪行為を行った者があり、それにより、その者がそれぞれ2年以上の自由刑に服していたとき、かつ、これらの行為の一又は複数を理由として、3年以上の自由刑を言い渡されていたときは、裁判所は、過去の有罪判決又は自由剥奪（第1項第1文第2号及び第3号）がなくとも、第1項第1文第4号に掲げる要件の下で、刑に併科して、保安監置を命じることができる。第1項及び第2項は、なお適用される。

④ 第1項第1文第2号の意味において、合一刑を言い渡す有罪判決は、1つの有罪判決とする。未決勾留又はその他の自由剥

奪が自由刑に算入されるときは、それは、第1項第1文第3号の意味において執行された刑とする。前の犯行と次の犯行との間に5年以上が経過したときは、前の犯行は考慮されない。ただし、性的自己決定に対する犯罪行為の場合は、期間は15年とする。行為者が官庁の命令に基づき施設に収容された期間は、期間に算入されない。この法律の場所的適用領域外で判決を言い渡された行為が、ドイツ刑法によれば第1項第1文第1号に掲げる形の犯罪行為、第3項の場合には第3項第1文に掲げる形の犯罪行為であるときは、この法律の場所的適用領域内で判決を言い渡された行為とみなす。

#### 第66条 a（保安監置における収容の留保）

① 1 第66条第3項第1文に掲げる犯罪行為の一を理由にして有罪判決を受けた者があり

2 第66条第3項が第66条第1項第1文第4号を指示していない限りで、第66条第3項のその他の要件を充足しており、かつ

3 第66条第1項第1文第4号の諸要件が存在することが、十分な確実性をもって確定はできないが、蓋然的であるときは、裁判所は、判決において、保安監置の命令を留保することができる。

② 1 生命、身体の完全性、人身の自由、性的自己決定に対する一又は複数の重罪、第28章又は第250条、第251条、また第252条又は第255条が併せて適用される同条項に定める重罪を理由として、5年以上の自由刑を言い渡された者があり、

2 第66条の要件を充足しておらず、かつ

3 第66条第1項第1文第4号の要件が存在することが、十分な確実性をもって確定でき、又は、少なくとも蓋然的であるときは、裁判所は、第1項の意味における留保を言い渡すことができる。

③ 第1審裁判所は、自由刑の執行完了までは第1項又は第2項により留保される保安監置命令について決定することができる。残刑の執行が延期されていたところ、その残刑が執行される場合にも、このことは妥当する。有罪判決を受けた者、その犯行及び補足的に判決の時点までのその者の経歴の総合評価から、被害者の精神又は身体を著しく害する重大な犯罪行為がその者に予期できることが明らかである場合は、裁判所は、保安監置を命じる。

**第66条 b (保安監置における収容の事後的な命令)** 責任能力を排除し又は減少させ、収容の根拠となった状況が収容終了決定の時点で存在しないために、第67条 d 第6項に定める、精神病院における収容が終了すると宣告された場合であって、

1 第66条第3項第1文に掲げる行為の複数を理由として、第63条により、その者の収容が命じられ、又は、その者が、第63条に定める収容の根拠となった行為の前に行っていた一若しくは複数の行為を理由として、すでに一度、3年以上の自由刑を言い渡され、若しくは精神病院に収容されたことがあり、かつ

2 その者、その犯行及び補足的に決定の時点までのその経歴の総合評価から、その者が高度の蓋然性をもって、被害者の精神又は身体を著しく害する重大な犯罪行為を行うであろうことが明らかであるときは、裁判所は、保安監置における収容を事後的に命じることができる。

第63条に定める収容に続いて、それと併科して命じられた自由刑の全部又は一部をなお執行するものとされる場合にも、このことは妥当する。

**第67条 d (収容期間)** (第1項及び第2項 略)

③ 10年間の保安監置における収容が執行し終わった場合であって、被収容者が、被害者の精神又は身体を著しく害する重大な犯罪行為を行うであろう危険が存在しないときは、裁判所は、処分の終了を宣告する。収容の執行からの釈放とともに行状監督が開始する。

(第4項から第6項 略)

**第68条 b (遵守事項)** ① 裁判所は、行状監督を言い渡された者に対して、行状監督の期間又はそれより短い期間について、(第1号から第9号 略)

10 特定の事実に基づいて、アルコール飲料若しくはその他の酩酊剤の摂取が更なる犯罪行為の遂行に寄与することを認める理由がある場合に、アルコール飲料若しくはその他の酩酊剤を摂取すること、及び、身体的侵襲を伴わないアルコール検査若しくは習慣性薬剤検査を受けること

11 特定の時点で若しくは特定の間隔で、医師、心理療法医若しくは司法移動診療所で診察を受けること、又は

12 その滞在地の電子監視のために必要な技術的手段をつねに稼働状態で携行すること、及び、その機能力を侵害しないこと

という遵守事項を付与することができる。(第2文以下 略)

(第2項から第5項 略)

**第68条 c (行状監督の期間)** (第1項及び第2項 略)

③ 1 第67条 d 第2項に定める、精神病院における収容を延期する場合において、特定の事実に基づいて、行状監督を延長しなければ、行状監督を言い渡された者が、直ちに第20条若しくは第21条に定める状態に陥り、その結果、更なる重大な違法行為の遂行による社会の危殆化を懸念しうることを認める理由があるとき、又は

2 第68条 b 第1項若しくは第2項に定める遵守事項に対する違反から、若しくは、他の特定の事実に基づいて、更なる重大な違法行為の遂行による社会の危殆化を懸念しうることについての具体的な根拠が判明したとき、かつ

a) 行状監督を言い渡された者に対し、第181条 b に掲げる犯罪行為を理由として2年以上の自由刑若しくは合一自由刑が科され、若しくは、精神病院若しくは禁絶施設における収容が命じられたとき、又は

b) 第68条 b 第1項第3文第1号の要件の下で行状監督が開始し、自由刑若しくは合一自由刑、若しくは、生命、身体の完全性、人身の自由に対する一若しくは複数の重罪、若しくは、第250条、第251条、また第252条が併せて適用される同条項、若しくは第255条に定める重罪を理由とする収容が、科され若しくは命じられたとき

は、裁判所は、第1項第1文に定める期間の上限を超えて、期間の定めなく行状監督を延長することができる。

行状監督の終了については、第68条 b 第1項第4文が準用される。

(第4項 略)

**第68条 d (事後的决定; 検討期間)** ① 裁判所は、第68条 a 第1項及び第5項、第68条 b 並びに第68条 c 第1項第2文及び第2項及び第3項に定める決定を、事後にも行い、変更し、又は、中止することができる。

② 第68条 b 第1項第1文第12号による遵守事項の場合に、裁判所は、遅くとも2年が経過する前に、それらを中止すべきかを検討する。第67条 e 第3項及び第4項が準用される。

**第68条 e (行状監督の終了又は停止)**

① 行状監督が、期間の定めがないものでは

なく又は自由剥奪処分の猶予（第67条 b 第2項、第67条 c 第1項第2文、第2項第4文、第67条 d 第2項第2文）後に開始したものではない限りで、行状監督は、

1 自由剥奪処分執行の開始をもって

2 自由剥奪処分がそれに併科して命じられた自由刑の執行の開始をもって

3 新たな行状監督の開始をもって

終了する。

その他の場合に、自由刑又は自由剥奪処分の執行期間の間、行状監督は停止する。第1文第1号から第3号に掲げる事情が生じた後、行状監督がもはや必要なくなった場合は、裁判所は、自由剥奪処分の猶予後に開始した行状監督の消滅を命じる。新たな行状監督が、期間の定めのない既存の行状監督又は自由剥奪処分の猶予後に開始した既存の行状監督に付け加わった場合であって、既存の行状監督と併科して新たな行状監督がもはや必要なくなった場合は、裁判所は、新たな処分の消滅を命じる。

(第2項及び第3項 略)

⑥ **人種主義および外国人敵対の特定の形態および表現方法への刑法的対策のための2008年11月28日の欧州評議会の枠組決定2008/913/JIを国内法に移し替えるための、及び、コンピュータシステムを利用して行う、人種主義的および外国人敵対的な態様の行為を犯罪化することに関するコンピュータ犯罪についての2001年11月23日の欧州評議会の協定についての2003年1月28日の追加プロトコルを国内法に移し替えるための2011年3月16日の法律 (Gesetz zur Umsetzung des Rahmenbeschlusses 2008/913/JI des Rates von 28. November 2008 zur strafrechtlichen Bekämpfung bestimmter Formen und Ausdrucksweisen von Rassismus und Fremdenfeindlichkeit und zur Umsetzung des Zusatzprotokolls**

vom 28. Januar 2003 zum Übereinkommen des Europarats vom 23. November 2001 über Computerkriminalität betreffend die Kriminalisierung mittels Computersystemen begangener Handlungen rassistischer und fremdenfeindlicher Art, BGBl I 2011, 418)<sup>4]</sup> 2011年3月22日施行〔解説〕EU加盟国においては、2008年の枠組決定(2008/913/JI)<sup>5]</sup>に基づいて、国内法において、人種主義(Rassismus)および外国人敵対行為(Fremdenfeindlichkeit)を刑法的に対処すべきものとされている。ここでは、人種、皮膚の色、宗教、血統、若しくは、国若しくは民族的な出自を基準にして定められる集団に対する、または、そのような集団の構成員に対する暴力または憎悪を公に扇動することに、刑法上の制裁を加えるべきこととされ、メディアを用いた——ジェノサイドなどの——扇動をも刑法上訴追されるべきこととされている。これを受けて、ドイツ刑法においては、第130条が改正された。旧規定によれば、「国民の一部」に対する憎悪を掻き立てる行為のみが処罰の対象となっていたが、新規定により、そのみならず、同条に定める一定の集団、そして、個人に対して憎悪をかき立てる等の行為も処罰対象に含められることとなった<sup>6]</sup>。

**第130条(民族の扇動)** ① 公の平和を乱すのに適したやり方で、

1 国籍、民族、宗教若しくはその民族的

出自によって特定される集団に対して、国民の一部に対して、若しくは、その者が上に掲げる集団若しくは民族の一部に属することを理由にして、ある個人に対して、憎悪をかき立て、暴力的若しくは恣意的な措置を求め、又は

2 上に掲げる集団、国民の一部、若しくは、その者が上に掲げる集団若しくは民族の一部に属することを理由にして、ある個人を冒瀆し、悪意で侮蔑し若しくは中傷することにより、他の者の人間の尊厳を害した者は、3月以上5年以下の自由刑で罰せられる。

② 1 上に掲げる集団、国民の一部に対する憎悪、若しくはその者が上に掲げる集団若しくは国民の一部に属することを理由にして、ある個人に対する憎悪をかき立て、それらの者に対する暴力的若しくは恣意的な措置を求め、若しくは、彼らを冒瀆し、悪意で侮蔑し若しくは中傷することにより、それらの者の人間の尊厳を害する文書(第11条第3項)を

- a) 配布し
- b) 公然と展示し、掲示し、閲覧させ若しくはその他の方法で目に触れ得る状態にし
- c) 18歳未満の者に提供し、交付し若しくはこれらの者の目に触れ得る状態にし、若しくは
- d) これらの文書若しくはこれらの文書から得た一部分を a) から c) の意味で利用し若しくは他の者によるこれらの利用を可能にするために、作成し、調達し、交付

4 本法による改正の対象は、刑法典では、第130条第1項(新規定)および第2項第1号(新規定)である。

5 これについては、*Hellmann/Gärtner, Neues beim Volksverhetzungstatbestand – Europäische Vorgaben und ihre Umsetzung*, NJW 2011, S.961 ff. に概略および解説がある。

6 なお、第130条第3項は現状のまま維持されたが、その是非については争いがある。同項(公然性を伴うナチズムの是認等)の中に、ジェノサイド等の国際法上の犯罪の是認、不存在の主張、些事としての見せかけを犯罪化する改正を行わなかったことに対して、上記枠組決定の求める国内法整備を十分に行っていないと批判するものとして、*Bock, Die (unterlassene) Reform des Volksverhetzungstatbestands*, ZRP 2011, S. 46 ff. がある。

し、保管し、提供し、広告し、推奨し、若しくは、輸入若しくは輸入を企行した者、又は

（第２号 略）

は、３年以下の自由刑または罰金で罰せられる。

（第３項から第６号 略）

© 2011年４月28日の「闇金対策法（Schwarzgeldbekämpfungsgesetz, BGBl I 2011, 676）<sup>7</sup>」2011年５月３日施行

〔解説〕 いわゆるマネーロンダリング罪については、今なお、財務省からの要求により、例えば、自首による刑の免除の厳格化など、不断に改正が検討されているところである。今回の改正は、その前提行為（Vortat）を拡大するものである。

第261条（資金の洗浄、不法に獲得された財産的価値の隠蔽）① 第２文に掲げる違法な行為から生じた物を隠匿し、その由来を隠蔽し、その由来の捜査、そのような物の発見、収奪、没収又は保全を妨げ又は危険にさらした者は、３月以上５年以下の自由刑又は罰金に処する。第１文の意味における違法な行為とは、

（第１号から第３号 略）

４ （a）略）

b) 業として又はこれらの行為を継続的に行うために結成された集団の構成員により行われたときの滞在法（Aufenthaltsgesetz）第96条、難民手続法（Asylverfahrensgesetz）第84条、租税法（Abgabenordnung）第370条、有価証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第38条第１項から第３項及び第５項並びに商標法（Markengesetz）第143条、

第143条 a 及び第144条、著作権法（Urheberrechtsgesetz）第106条から第108条 b、実用新案法（Gebrauchsmustergesetz）第25条、意匠法（Geschmacksmustergesetz）第51条及び第65条、特許法（Patentgesetz）第142条、半導体保護法（Halbleiterschutzgesetz）第10条並びに植物品種保護法（Sortenschutzgesetz）第39条

に定める軽罪、並びに

（第５号 略）

をいう。

（第３文 略）

④ 2011年６月23日の強制結婚対策及び強制結婚からの被害者のよりよい保護のための並びに滞在法及び難民法のさらなる諸規定を改正するための法律（Gesetz zur Bekämpfung der Zwangsheirat und zum besseren Schutz der Opfer von Zwangsheirat sowie zur Änderung weiterer aufenthalts- und asylrechtlicher Vorschriften, BGBl I 2011, 1266）<sup>8</sup>」2011年７月１日施行

〔解説〕すでに以前から、数多くの強制結婚という立法事実に対する対処として、新たな構成要件が定立された<sup>9</sup>。ただし、婚姻の強制は、従来でも第240条（強要）で処罰されており、とくに、婚姻の強制は、第240条第４項旧第１項で「犯情の重い事案」において量刑上原則として考慮すべき事情として例示されていたものであるが（犯情の重い事案の法定刑と、本新规定の法定刑も同じ<sup>10</sup>。なお、本改正に伴い、第240条の量刑事情規定も改正された）、これを独立の構成要件としたものである。そして、第２項は、婚姻のための拉致を構成要件として

7 本法による改正の対象は、第261条第１項第２文第４号 b（部分改正）である。

8 本法による改正の対象は、刑法典では、第237条（新规定）および第240条第４項第２文第１号（一部改正）である。

9 立法の背景および新规定の全般的な解説として、Schumann, Der neue Straftatbestand der Zwangsheirat (§ 237 StGB), JuS 2011, S. 789 ff.

定立したものである。

**第237条 (強制結婚)** ① 暴行を用い、又は、重大な害悪を加える旨の脅迫により、違法に婚姻を結ぶよう強要した者は、6月以上5年以下の自由刑で罰せられる。達成しようとする目的のための、暴行の行使または害悪を加える旨の脅迫が、非難すべきものと考えられる場合には、行為は違法である。

② 第1項に定める行為を遂行するために、暴行、重大な害悪を加える旨の脅迫又は策略により、この法律の場所的適用領域外の地域へ人を移送し、若しくは、そこへ自ら赴くように仕向け、又は、そこから帰るのを妨げた者も、前項と同一の刑に処する。

③ 本罪の未遂は罰せられる。

④ 犯情があまり重くない事案では、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

**第240条 (強要)** (第1項から第3項 略)

④ 犯情の特に重い事案では、刑は6月以上5年以下の自由刑とする。犯情の特に重い事案とは、原則として、行為者が、

1 他の者に性行為を強要したとき  
(第2号および第3号 略)  
である。

© 2011年11月1日の「第44次刑法典改正法律——執行官に対する抵抗 (Vierundvierzigstes Gesetz zur Änderung

**des Strafgesetzbuchs – Widerstand gegen Vollstreckungsbeamte, BGBl I 2011, 2130)**<sup>11)</sup>  
2011年11月5日施行

〔解説〕ドイツにおいては、国家権力の行使に対する反抗が、統計的にも増加していると言われ<sup>12)</sup>、これに対する対処が、本法である。改正のポイントは3点あり、(1) 第113条 (執行官に対する抵抗) の法定刑の上限を2年から3年に引き上げること、(2) 各犯罪類型での「犯情の重い事案」として、原則的に考慮すべき量刑事情が例示列挙されているが、「凶器」と並べて「その他の危険な道具」を加えること、(3) 保護の人的対象を「消防隊、大惨事救援隊又は救助隊の救助者」にも拡大することである。

**第113条 (執行官に対する抵抗)** ① 法律、法規命令、判決、裁判所の決定若しくは処分の執行を任務とする公務担当者又は連邦国防軍の軍人に対し、それらの職務行為が行われる際に、暴行を用い又は暴行を加える旨の脅迫により、抵抗し、又は、その際にその者を実力で攻撃した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 犯情の特に重い事案では、刑は6月以上5年以下の自由刑とする。犯情の特に重い事案とは、原則として、

1 行為者若しくは他の関与者が、行為の際に用いるために凶器若しくはその他の危険な道具を携帯したとき、又は  
(第2号 略)

10 ただし、第237条が定められたことにより、民法上、婚姻の取り消しの申立期間が3年へと引き上がる (§ 1317 Abs. 1 S. 1 BGB)。このほか、滞在法・難民法の改正も含めて、本法により被害者保護が強化された等、本改正を積極的に評価するものとして、*Sering, Das neue „Zwangsheirat-Bekämpfungsgesetz“, NJW 2011, S. 2161 ff.*

11 本法による改正の対象は、刑法典では、第113条第1項 (一部改正)、第113条第2項第2文第1号 (一部改正)、第114条第3項 (追加)、第121条第3項第2文第2号 (一部改正)、第125条a第2文第2号 (一部改正)、第244条第3項は第244条第3項および第4項へ変更、第305条a第1項第2号は第305条a第1項第2号および第3号へ変更。

12 *Messer, „Widerstand“ sinnvoll, NK 2011, S. 2 ff.*



である。

（第3項および第4項 略）

**第114条（みなし執行官に対する抵抗）**（第1項及び第2項 略）

③ 事故、公共の危険又は緊急に際して、暴行を用い若しくは暴行を加える旨の脅迫により、消防隊、大惨事救援隊又は救助隊の救助者を妨害し、又は、その際に、彼らを実力で攻撃した者も、第113条により罰せられる。

**第121条（被拘禁者の暴動）**（第1項及び第2項 略）

③ 犯情の特に重い事案では、暴動は6月以上10年以下の自由刑に処する。犯情の特に重い事案とは、原則として、正犯又は他の関与者が

（第1号 略）

2 行為の際に用いるために凶器若しくはその他の危険な道具を携帯したとき、又は

（第3号 略）

（第4項 略）

**第125条 a（犯情の特に重い騒乱の事案）**

第125条第1項のうち犯情の特に重い事案では、刑は6月以上10年以下の自由刑と

する。犯情の特に重い事案とは、原則として、

（第1号 略）

2 行為の際に用いるために凶器若しくはその他の危険な道具を携帯したとき

（第3号及び第4号 略）

である。

**第244条（持凶器窃盗・集団窃盗・住居侵入窃盗）**（第1項及び第2項 略）

③ 犯情のあまり重くない事案では、刑は3月以上5年以下の自由刑とする。

④ 第1項第2号の場合に、第73条 d が適用されるものとする。

**第305条 a（重要な労働手段の破壊）** ①（第1号 略）

2 大きな価値を持ち、出動のために重要な、警察、連邦国防軍、消防隊、大惨事救援隊若しくは救助隊の技術的な作業手段、又は

3 警察、連邦国防軍、消防隊、大惨事救援隊若しくは救助隊の原動機付車両

の全部又は一部を違法に破壊した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。

（第2項 略）

（人文社会科学研究所教授）